## 適切な意思決定支援に関する指針

## <基本方針>

人生の最終段階を迎えた患者に対し、本人とその家族に適切な説明と話し合いを行い、患者自身で終末期の意思決定ができるよう支援し、その意志に基づいた医療を提供していく

## <具体的内容>

- 1 医師等の医療従事者から、現状、医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供を行う
- 2 医療・ケアを受ける本人およびそれを支援する家族が、多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ ケアチームと十分に話し合いを行う
- 3 本人の意思を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とする
- 4 意志は変化しうるものであることを踏まえ、本人や家族との話し合いが繰り返し行う
- 5 話し合いの内容は、その都度カルテに記録し、医療・ケアチームへと情報共有する
- 6 人生の最終段階における医療・ケアの開始、変更、中止などは医療・ケアチームによって、医学的妥当性 と適切性を基に慎重に判断する
- 7 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順により、本人にとって最善の方針を決定する
  - ① 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意志を尊重する
  - ② 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分な話し合いを行う
  - ③ 家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分な話し合いを行う
- 8 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、臨床倫理委員会 等にて検討に上、方針等についての助言を得る

以上の指針を基に当院では患者さま、お一人おひとりと向き合う医療を目指しています

令和4年5月1日

医療法人 敬仁会 瀬ノ口醫院 院 長 瀬ノ口洋史

